

下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）

改正 平成6年4月18日建設省告示第1211号
改正 平成9年7月14日建設省告示第1438号
改正 平成11年3月17日建設省告示第652号
改正 平成12年3月29日建設省告示第887号
改正 平成12年12月22日建設省告示第2437号
改正 平成17年2月28日建設省告示第215号

（目的）

第1条 この規程は、下水道処理施設維持管理業者の登録について必要な事項を定めることにより、下水道処理施設維持管理業の健全な発達を図り、もって下水道の適正な維持管理の確保に資することを目的とする。

（登録）

第2条 下水道処理施設維持管理業者（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の維持管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を請け負い、又は受託する営業（以下「下水道処理施設維持管理業」という。）を営む者（専ら終末処理場の清掃、下水汚泥等の運搬その他これらに類する業務のみを請け負い、又は受託する営業を営む者を除く）をいう。以下同じ。）は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 第1項の登録の有効期間満了の後引き続き下水道処理施設維持管理業を営む者は、登録の更新を受けることができる。

（登録の要件）

第3条 登録を受けようとする者（前条第3項の規定により登録の更新を受けようとする者を含む。以下同じ。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

一 営業所（本店又は常時管理業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。以下同じ。）ごとに、管理業務の技術上の管理をつかさどる専任の者で次のいずれかに該当するもの（以下「下水道処理施設管理技士」という。）を置く者であること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）を卒業した後管理業務に関し7年以上実務の経験を有する者で国土交通大臣の指定する検定（以下「検定」という。）に合格したもの

ロ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した後管理業務に関し9年以上実務の経験を有する者で検定に合格したもの

ハ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した後管理業務に関し11年以上実務の経験を有する者で検定に合格したもの

ニ 管理業務に関し14年以上実務の経験を有する者で検定に合格したもの

ホ 国土交通大臣がイからニまでに掲げる者と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者

二 管理業務に関する契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

（登録の申請）

第4条 登録を受けようとする者は、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

- 一 商号又は名称
 - 二 営業所の名称及び所在地
 - 三 法人である場合においてはその資本金額（出資総額を含む。）及び役員の氏名、個人である場合においてはその者の氏名及び支配人があるときはその者の氏名
 - 四 営業所ごとに置かれる下水道処理施設管理技士の氏名
 - 五 他の営業を行っている場合においては、その営業の種類
- 2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする者にあつては、登録の有効期間満了の日前30日までに行うものとする。
- 3 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類（登録の更新を受けようとする者にあつては、第4号から第7号まで、第10号及び第11号に掲げる書面）を添付するものとする。
- 一 下水道処理施設維持管理業経歴書（別記様式第2号）
 - 二 直前3年の各営業年度における営業収入金額（他に営業を行っている場合においては、当該営業に係る収入金額を除く。）を記載した書面（別記様式第3号）
 - 三 使用人数を記載した書面（別記様式第4号）
 - 四 前条第1号に規定する要件を備えていることを証する書面（別記様式第5号）
 - 五 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人及びその役員、個人である場合においてはその者及び支配人）及び法定代理人が第6条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第6号）
 - 六 登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその者及び支配人）及び法定代理人の略歴書（別記様式第7号）
 - 七 法人である場合においては、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面（別記様式第8号）
 - 八 法人である場合においては、直前1年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
 - 九 個人である場合においては、直前1年の各営業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - 十 商業登記がなされている場合においては、商業登記簿の謄本
 - 十一 営業の沿革を記載した書面（別記様式第9号）
- 4 登録を受けようとする者は、関係書類正本1通を提出するものとする。

（登録の実施）

第5条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第1項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録するものとする。

（登録をしない場合）

第6条 国土交通大臣は、第4条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第1号又は第3号から第8号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 第10条第1項第4号、第8号又は第10号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から2年を経過しない者（当該登録を消除された者が法人である場合においては、当該消除の日

前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この条及び第10条第1項において同じ。）であった者で当該消除の日から2年を経過しないものを含む。）

- 三 登録の申請前2年以内に下水道処理施設維持管理業に関し不正又は著しく不当な行為をした者
 - 四 下水道処理施設維持管理業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者
 - 五 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - 七 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - 八 個人でその支配人のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（現況報告書の提出）

- 第7条 登録を受けた者（第2条第3項の規定により登録の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、毎営業年度経過後4月以内に、現況報告書（別記様式第10号）及び第4条第3項第8号又は第9号の書類を国土交通大臣に提出するものとする。
- 2 第4条第4項の規定は、前項の書類の提出について準用する。

（変更等の届出）

- 第8条 登録を受けた者は、第4条第1項第1号から第4号までに掲げる事項について変更があった場合においては、30日以内に、その旨の変更届出書（別記様式11号）及びその変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。
- 一 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
当該変更に係る登記事項を記載した商業登記簿の抄本
 - 二 第4条第1項第2号に掲げる事項のうち営業所の新設に係る変更
当該営業所に係る第4条第3項第4号に掲げる書面
 - 三 第4条第1項第3号に掲げる事項のうち役員又は支配人の新任に係る変更
当該役員又は支配人に係る第4条第3項第5号及び第6号に掲げる書類
 - 四 第4条第1項第4号に掲げる事項の変更
当該変更に係る第4条第3項第4号に掲げる書面
- 2 第3条（第2号を除く。）の規定は前項の変更届出書を提出しようとする者について、第4条第4項の規定は前項の変更届出書又は同項各号の書類の提出について、第5条及び第6条の規定は前項の変更届出書の提出があった場合について準用する。
- 3 登録を受けた者は、第3条第1号に規定する要件を欠くに至ったとき、又は第6条第1項第1号若しくは第5号から第8号までの規定に該当するに至ったときは、2週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣に届け出るものとする。

（廃業等の届出）

- 第9条 登録を受けた者が、次の各号の一に該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出るものとする。

- 一 死亡したときは、その相続人
- 二 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
- 三 破産したときは、その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- 五 下水道処理施設維持管理業を廃止したときは、当該登録を受けた者（法人にあっては、その役員）

（登録の消除）

第10条 国土交通大臣は、次の各号の一に掲げる場合には、当該登録を受けた者の登録の全部又は一部を消除するものとする。

- 一 前条の規定による届出があったとき。
 - 二 前号の届出がなくて前条各号の一に該当する事実が判明したとき。
 - 三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - 五 第8条第3項の規定による届出があったとき。
 - 六 前号の届出がなくて第3条第1号に規定する要件を欠くに至ったことが判明したとき。
 - 七 第5号の届出がなくて第6条第1項第1号又は第5号から第8号までの規定に該当するに至ったことが判明したとき。
 - 八 登録を受けた者（法人である場合においては当該法人又はその役員、個人である場合においては当該個人又はその支配人）が下水道処理施設維持管理業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 九 正当な理由がなくて第7条第1項の現況報告書又は第8条第1項の変更届出書の提出を怠ったとき。
 - 十 第7条第1項の現況報告書中に重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。
- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定により登録の全部又は一部を消除した場合について準用する。

（フレキシブルディスクによる手続）

第10条の2 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者、報告者又は届出者の氏名及び住所並びに申請、報告又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

第4条第1項各号列記以外の部分	別記様式第1号第2面による書面
第4条第3項第1号	別記様式第2号による経歴書
第4条第3項第2号	別記様式第3号による書面
第4条第3項第3号	別記様式第4号による書面
第4条第3項第6号	別記様式第7号による略歴書
第4条第3項第7号	別記様式第8号による書面
第4条第3項第8号	貸借対照表、損益計算書及び利益

	処分に関する書類
第4条第3項第9号	貸借対照表及び損益計算書
第4条第3項第11号	別記様式第9号による書面
第7条第1項	貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び別記様式第10号による報告書
第8条第1項	別記様式第7号による略歴書及び別記様式第11号による届出書

2 前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えてフレキシブルディスク等が提出される場合においては、当該フレキシブルディスク等は当該書類とみなす。

(フレキシブルディスクの構造)

第10条の3 前条第1項のフレキシブルディスクは、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X6221号（昭和62年）に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X6223号（昭和62年）に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第10条の4 第10条の2第1項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第1号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6222号（平成8年）に、前条第2号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6225号（平成7年）に規定する方式
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X0605号（平成2年）に規定する方式

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第10条の5 第10条の2第1項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6221号（昭和62年）又は日本工業規格X6223号（昭和62年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 申請者、報告者又は届出者の氏名
- 二 申請年月日、報告年月日又は届出年月日

(登録簿等の閲覧等)

第11条 国土交通大臣は、登録簿並びに第4条第3項、第7条第1項及び第8条第1項に規定する書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供するものとする。

2 地方公共団体その他の者は、管理業務の発注に関し必要がある場合においては、第7条第1項の現況報告書の写しを国土交通大臣に求めることができる。

(権限の委任)

第12条 この告示に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、登録を受けようとする者又は登録を受けた者の本店の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 一 第3条第1号イからニまでの規定により指定すること。
- 二 第3条第1号ホの規定により認定すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関するこの規程による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この告示による改正前の下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1号イからニまでに掲げる国土交通大臣の指定する試験に合格した者は、この告示による改正後の下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1号イからニまでに掲げる国土交通大臣の指定する検定に合格した者とみなす。